

議案第 14 号

平成 30 年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度屋久島町の船舶事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 452,134 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 318,300 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 3 月 5 日 提出
屋久島町長 荒木 耕治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 船舶交通事業収入		43,314	655	43,969
	1 事業収入	43,314	655	43,969
3 国庫支出金		256,681	△90,000	166,681
	1 国庫補助金	256,681	△90,000	166,681
4 県支出金		171,640	△83,333	88,307
	1 県補助金	171,640	△83,333	88,307
6 繰入金		47,254	△32,900	14,354
	1 繰入金	47,254	△32,900	14,354
8 諸収入		1,897	44	1,941
	2 雑入	1,896	44	1,940
9 町債		246,600	△246,600	0
	1 町債	246,600	△246,600	0
歳入合計		770,434	△452,134	318,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 船舶交通事業費		769,680	△452,234	317,446
	1 総務管理費	15,869	△200	15,669
	2 船舶管理費	301,954	△1,214	300,740
	3 地域公共交通確保維持事業費	451,857	△450,820	1,037
2 公債費		266	100	366
	1 公債費	266	100	366
歳 出 合 計		770,434	△452,134	318,300

第2表 継続費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 船舶交通 事業費	3 地域公共交通 確保維持事業費	フェリー太陽代替船 建造事業	919,270	平成30年度	450,000	919,270	平成30年度	0
				平成31年度	469,270		平成31年度	450,000
							平成32年度	469,270

第3表 地方債補正

3 廃止

起債の目的	限度額	備考
フェリー太陽代替船建造事業費	123,300	事業が延期となったため廃止とする。
過疎対策事業費	123,300	事業が延期となったため廃止とする。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 船舶交通事業収入	43,314	655	43,969
3 国庫支出金	256,681	△90,000	166,681
4 県支出金	171,640	△83,333	88,307
6 繰入金	47,254	△32,900	14,354
8 諸収入	1,897	44	1,941
9 町債	246,600	△246,600	0
歳入合計	770,434	△452,134	318,300

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 船舶交通事業費	769,680	△452,234	317,446				△452,234
2 公債費	266	100	366				100
歳出合計	770,434	△452,134	318,300				△452,134

2. 歳 入

(款) 1 船舶交通事業収入

(項) 1 事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 運賃収入	43,314	655	43,969	1 旅客運賃収入	△586	旅客運賃収入 △586
				2 貨物運賃収入	1,214	貨物運賃収入 1,214
				3 手荷物運賃収入	27	手荷物運賃収入 27
計	43,314	655	43,969			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 船舶航路補助金	256,681	△90,000	166,681	2 船舶構造改革補助金	△90,000	船舶構造改革補助金 △90,000
計	256,681	△90,000	166,681			

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

1 船舶航路補助金	171,640	△83,333	88,307	1 船舶航路補助金	△83,333	船舶建造費補助金 △83,333
計	171,640	△83,333	88,307			

(款) 6 繰入金

(項) 1 繰入金

1 繰入金	47,254	△32,900	14,354	1 繰入金	△32,900	一般会計繰入金 △216 町営船建造及び船舶事業運営基金繰入金 △32,684
計	47,254	△32,900	14,354			

(款) 8 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑入	1,896	44	1,940	1 雑入	44	地球温暖化対策税還元金 44
計	1,896	44	1,940			

(款) 9 町債

(項) 1 町債

1 船舶事業債	123,300	△123,300	0	1 船舶事業債	△123,300	フェリー太陽代替船建造事業 △123,300
2 過疎対策事業債	123,300	△123,300	0	1 過疎対策事業債	△123,300	フェリー太陽代替船建造事業 △123,300
計	246,600	△246,600	0			

3. 歳 出

(款) 1 船舶交通事業費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	15,869	△200	15,669				△200	1 報酬	△100	船舶運営委員会委員報酬	△100
								9 旅費	△100	費用弁償	△100
計	15,869	△200	15,669				△200				

(款) 1 船舶交通事業費

(項) 2 船舶管理費

1 船費	300,339	△1,064	299,275				△1,064	3 職員手当 等	△550	特殊勤務手当	△50
								7 賃金	△300	時間外勤務手当	△500
								9 旅費	△160	臨時雇賃金	△300
								18 備品購入 費	△54	航海手当	△160
										備品購入費(資外)	△54
2 旅客費	506	△80	426				△80	11 需用費	△80	印刷製本費	△80
5 自動車航送費	458	△70	388				△70	11 需用費	△70	印刷製本費	△70
計	301,954	△1,214	300,740				△1,214				

(款) 1 船舶交通事業費

(項) 3 地域公共交通確保維持事業費

1 離島航路構造 改革事業費	451,857	△450,820	1,037				△450,820	9 旅費	△820	普通旅費	△400
										費用弁償	△420
								15 工事請負 費	△450,000	工事請負費(資産)	△450,000
計	451,857	△450,820	1,037				△450,820				

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

2 利子	266	100	366				100	23 償還金, 利子及び 割引料	100	一時借入金	100
計	266	100	366				100				

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

船舶事業

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	15	295	0	0	0	0	295	0	295	
	計	15	295	0	0	0	0	295	0	295	
補 正 後	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	15	195	0	0	0	0	195	0	195	
	計	15	195	0	0	0	0	195	0	195	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	0	△ 100	0	0	0	0	△ 100	0	△ 100	
	計	0	△ 100	0	0	0	0	△ 100	0	△ 100	

1. 長等とは、町長、副町長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。
2. この表は報酬又は給料をもって支弁される特別職の職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
3. 給与費欄のその他の手当欄に記載した場合は、備考欄に当該手当の内容を具体的に記載すること。